

令和8年度東串良町デマンド型乗合タクシー実証運行支援業務委託 仕様書

1. 業務名

令和8年度東串良町デマンド型乗合タクシー実証運行支援業務委託

2. 業務の目的

少子高齢化や人口減少等の社会問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により人々の外出が制限されたことから、公共交通の利用者がさらに減少し、交通事業者や自治体の財政負担が増加するなど、東串良町における地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。住民生活の確保・維持のために、町民の通勤や通学、買い物等に考慮した利便性が高い持続可能な公共交通網の構築は喫緊の課題となっている。

以上のことから、令和9年度東串良町デマンド型乗合タクシー運行の本格運用を見据え、令和6年度に策定した東串良町地域公共交通計画に基づき、本町の地域特性を考慮した地域公共交通の再編をすべく、町民の日常生活に必要な移動手段を確保するために、デマンド型乗合タクシーが、本町の移動手段として適するものか判断するためのデータ収集及び検証を行うことを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 運行の概要

現時点で想定する運行の概要は以下の通りである。なお、受託者の提案を踏まえ、協議の上、内容の変更および調整を行うこととする。

運行区域	鹿児島県東串良町全域（別紙運行エリア図を参照）
運行期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日
運行日・時間	<ul style="list-style-type: none">平日（月～金）の9：00～16：003往復/日のデマンド運行
運賃	1乗車 300円
乗降場所	自宅およびエリア内の乗降ポイント
運行車両	全町で1台による運行
乗車予約	<ul style="list-style-type: none">各便の運行前日までに電話予約利用者は事前登録

5. 業務内容

1) 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務計画書を作成する。また、既存資料等をもとに対象地域の状況を把握する。

2) 実証運行計画の策定

① 関係者との調整

実証運行の実施に向けた詳細な調整を行う。対象は、契約締結日時点で町内に事業所を置く運行事業者1社及びその他関連する施設・事業所等を想定する。

② 既存公共交通の利用状況の再整理

令和6年度に策定した東串良町地域公共交通計画で集計した既存公共交通の利用状況（東串良町地域公共交通計画「3.地域公共交通を取り巻く現状・問題点と取り組むべき課題」）を再整理する。

③ 運行計画の策定

上記①、②の結果を踏まえ、実証運行計画を策定する。また、運行事業者との協議・調整を行う。

④ 東串良町地域公共交通活性化協議会の運営支援

東串良町地域公共交通活性化協議会を開催し、資料作成、出席、議事録作成を行う。開催回数は2回を想定する。（運賃を協議するための協議会は交通会議開催時の前後または書面協議を想定）※資料の印刷は町で対応する。

⑤ 乗合事業認可申請書の作成支援

乗合タクシーの運行に係る申請資料の作成を支援する。作成にあたり、運輸局との調整を行う。

3) 地域住民への周知・広報支援

① 住民説明会の開催支援

資料作成（3エリア【岩弘、豊栄】【池之原、川東（北部・南部）】、【川西、新川西、柏原】）、出席、とりまとめを行う。開催回数は3エリア×1回以上を想定する。

※説明会への参加者の募集や会場や備品等の準備、資料の印刷は町で対応する。

② 住民向けのチラシ作成

運行を計画している対象地域（3エリア）ごとに、実証運行の案内チラシのデザイン・作成を行う。全世帯およそ3,000世帯への配布、規格はA3両面を想定する。なお、配布は広報への同梱による方法等を想定し、町で対応する。

③ 車体表示（マグネットシート）の作成

実証運行する車両に貼る車体表示（マグネットシート）を作成する。1台につき側面2枚および前面1枚を想定し、1台分を準備する。

④ 乗り方教室、乗車体験会の実施

企画立案、資料作成、当日支援、記録作成を行う。実証運行期間中に2回以上の実施を想定する。※資料の印刷は町で対応する。

4) 実証運行結果の検証

① 利用者へのアンケート調査

アンケート調査票の設計、調査結果の集計・分析を行う。

・調査手法：利用登録者への郵送配布、郵送回収を想定

・調査票数：250部（高齢者人口の10%程度＝令和8年4月1日時点2,353人×10%＝235.3人）を準備し、回収率30%（250部×30%＝75部）を想定

② 関係者へのヒアリング調査

実証運行中に運行事業者等の関係者へヒアリング調査を実施し、とりまとめを行い、6) 打合せ協議にて報告する。

③ 評価検証

実証運行中（令和8年10月～令和9年1月運行分）に実施する運行事業者へのヒアリング調査結果や、実証運行開始後の利用集計結果をもとに分析を行い、上記①の結果も踏まえて運行計画の見直し案を検討し、「交通空白」解消緊急対策事業国補助金実績報告支援（令和9年2月上旬予定）を行う。

5) 報告書作成

本業務の結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

6) 打合せ協議

業務開始時、中間、業務完了時に加え、必要に応じて適宜打合せを行う。適宜打合せについてはWEB形式も可とする。

6. 配車システム導入・運用経費

1) 基本システム初期設定費

デマンド交通の配車に係る、「10.システムに関わる要件」に示す要求水準に沿った予約管理システムの初期設定を行う。

2) システム導入支援

会員情報、ランドマークの登録を行う。（100件以内を想定）

3) 車載端末初期設定費

ドライバー端末として使用する車載端末等（SIMカード含む）および車両位置監視を行う機器を用意し、初期設定を行う。車載端末はタブレットサイズを基本とし通信費を含めること。なお、その他車載付属品は発注者で準備する。

- 4) 導入レクチャー
オペレーターやドライバーへシステム操作説明・指導を行う。

7. システム概要

- 1) 新たなサーバ導入が不要なクラウド上で動作する SaaS 型システムであること。
- 2) 予約受付管理を行うクラウドサービスであること。
- 3) 車両位置を管理するために必要な機能及び機器を提供すること。

8. システムの提供範囲

- 1) 車両は相乗りで運行されるものとし、発注者が指定するエリア内の乗降ポイントにて乗降可能とする。
- 2) 車両及び車両メンテナンス、運転手は、受託者が別途運行事業者等と協議し用意することを想定する。
- 3) 発注者の就業時間内（平日 8：30～17：15 まで）は発注者及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問い合わせの受付を行うこと。ただし、緊急時においては、この限りではない。
- 4) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、発注者に随時報告すること。

9. システムの内容

- 1) 電話による予約情報を円滑に入力保存、閲覧できるシステムとする。
- 2) 運行事業者、オペレーターが操作する画面において、年配者にも操作が分かりやすい画面が設定されていること。
- 3) 利用者登録が出来るシステムであり、利用者登録情報に含まれる個人情報等を守ることが出来るシステムとする。
- 4) 対象地域内に目的地となる乗降ポイント（病院、買い物施設などを想定）を登録、運用できるシステムとする。
- 5) 本業務は導入初期段階であり、運行事業者及び発注者がシステム運用に習熟することを優先し、また導入コストを抑制して運用体制の構築に注力するため、自動配車機能等の高度な AI 機能は搭載せず、基本的な予約管理機能に特化したシステムとすること。

10. システムに関わる要件

- 1) 予約・運行管理に関わる基本機能
 - ① 予約管理システムは、指定の URL にアクセス・ログインすることで利用可能とすること。
 - ② オペレーターが電話で予約を受け付けた際、円滑に予約管理システムへの手動登録ができること。
 - ③ オペレーターは、予約情報を任意のタイミングで変更できること。
 - ④ 予約の受付状況や車両の現在地を確認できること。
 - ⑤ 利用者情報を登録・修正・削除できること。

- ⑥ 運行時間（便）の単位は、任意に変更することができること。
 - ⑦ 予約情報を用いて運行ルートの作成を行い、乗降順が確認できる運行表などで出力ができること。出力結果は、車載端末で閲覧できる仕組みであること。
 - ⑧ 運行回数や利用人数など、予約情報を元に集計することが可能であること。
 - ⑨ 予約情報および運行ルートを元に、委託料の計算を行い出力ができること。
 - ⑩ 利用者情報（氏名、生年月日、性別、住所等）、乗降ポイント情報（乗降ポイント名、緯度、経度等）、予約情報を蓄積し、必要に応じてレポートが可能なこと。
 - ⑪ 運行回数、実走時間、実走距離をシステム上で自動集計し、フィーダー補助金の交付申請に必要な実績値として利用可能な形式で出力ができること。
 - ⑫ 運行可能日の設定が可能なこと。
 - ⑬ 停留所の情報を登録、変更及び削除を行う機能を有すること。
 - ⑭ 将来的に、AI 配車の仕組みへの対応もしくはデータ移行を円滑に行えるシステムであること。
- 2) ドライバー機能
- ① 予約システムで登録された予約情報を運行表などで確認できる機能を有すること。
 - ② ブラウザ上で稼働し、利用する端末は iOS と Android、Windows 等幅広い端末で利用可能であること。
- 3) 導入する機器等
- ① 乗合配車予約システム 1 式
 - ② 車載端末 2 台（予備 1 台含む）

11. 成果品

業務実施報告書、ライセンス証書、成果品報告書、システム利用約款、各種操作マニュアル 1 部
 ※電子データを含む

12. 情報セキュリティ対策に関わる要件

- 1) 受託者が構築するシステム・ネットワーク・提示する納入物等、受託者の責任範囲にある役務・物品およびシステムに対して、受託者は責任を持ってセキュリティ対策を講じ、セキュリティレベルを維持すること。
- 2) セキュリティ対策またはセキュリティレベル維持を講じずにサービスに影響する事態になった場合は、受託者に責任を問い、発注者から受託者に対して損害賠償を求めることがある。
- 3) 受託者が構築するシステム、ネットワークが発注者のサービスに影響を及ぼす可能性がある場合、受託者が事前に予測できる範囲で発注者に対し提案を行うこと。
- 4) プライバシーマーク（P マーク）及び ISMS の両方を取得していること。

13. その他

- 1) 本システムの導入を通じて得られた運行データ、利用者データ等を活用し、将来的な AI オンデマンド交通への移行を含む公共交通の高度化に向けたコンサルティング提案を行うことができる体制を整備すること。具体的には、運行効率化、利用者ニーズ分析、最適な交通体系の構想等

- に関する提案を実施することができる能力を有すること。(過去5年以内の業務実績1件以上)
- 2) 受託者は、本業務の主たる部分(実証運行計画の策定、システム導入・運用、実証結果の検証・分析)について自ら実施する責任を負い、再委託することはできない。
 - 3) 業務における成果については全て発注者に帰属するものであり、承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。また履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。
 - 4) 業務で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。
 - 5) 本仕様書に記載のない事項又は業務の遂行で疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定するものとする。
 - 6) 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトにおける「交通空白」解消緊急対策事業国補助金申請・実績報告手続き支援を行うこと。

実証運行計画及び補助金申請支援手続きスケジュール

項目	時期												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
■補助金交付申請	←	→											
■実証運行の準備	←	→	→	→	→	→	→	→	→				
■住民との合意形成・利用促進				←	→	→	→	→	→				
■実証運行							←	→	→	→	→	→	→
■実証運行の評価検証											←	→	→
■地域公共交通活性化協議会				←	→	→	→	→	→		←	→	→
■実績報告											←	→	→